

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 29日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪市生野区中川西1-8-4

氏 名 大勝建設株式会社

代表取締役 脇坂育男

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6718-2100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大勝建設株式会社
事業場の所在地	大阪市生野区中川西1-8-4
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前期完成工事高 7,560,000千円
③従業員数	100名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・コンクリート破片：再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 ・木くず：再生処理業者に委託し、ウッドチップとして再資源化 ・廃プラ類：再生処理業者に委託し、燃料として再資源化 ・建設系混合：再生処理業者に委託し選別、再資源化 ・アスコン破片：再生処理業者に委託し、再生骨材として再資源化 ・廃石綿等：処理業者に委託し管理型埋立

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合(管理型含む)	アスコンから
	排 出 量	31 t	193 t
	(これまでに実施した取組) 工程の改善等		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合(管理型含む)	アスコンから
	排 出 量	27 t	150 t
	(今後実施する予定の取組) 更なる工程の見直し、改善		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃石綿等は、他の産業廃棄物と混ざらないよう選別・管理を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃石綿等の分別・管理の徹底を継続するとともに、建設系混合廃棄物やがれき類に関しても選別をし再資源化を推し進める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	アスファルト防水
127 t	4 t	8 t	10 t

②計画

木くず	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	アスファルト防水
100 t	4 t	8 t	10 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石膏ボード	コンクリートから		
10 t	2778 t	t	t

②計画

廃石膏ボード	コンクリートから		
10 t	2500 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】別添、集計表の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】別添、集計表の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】 別添 集計書の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

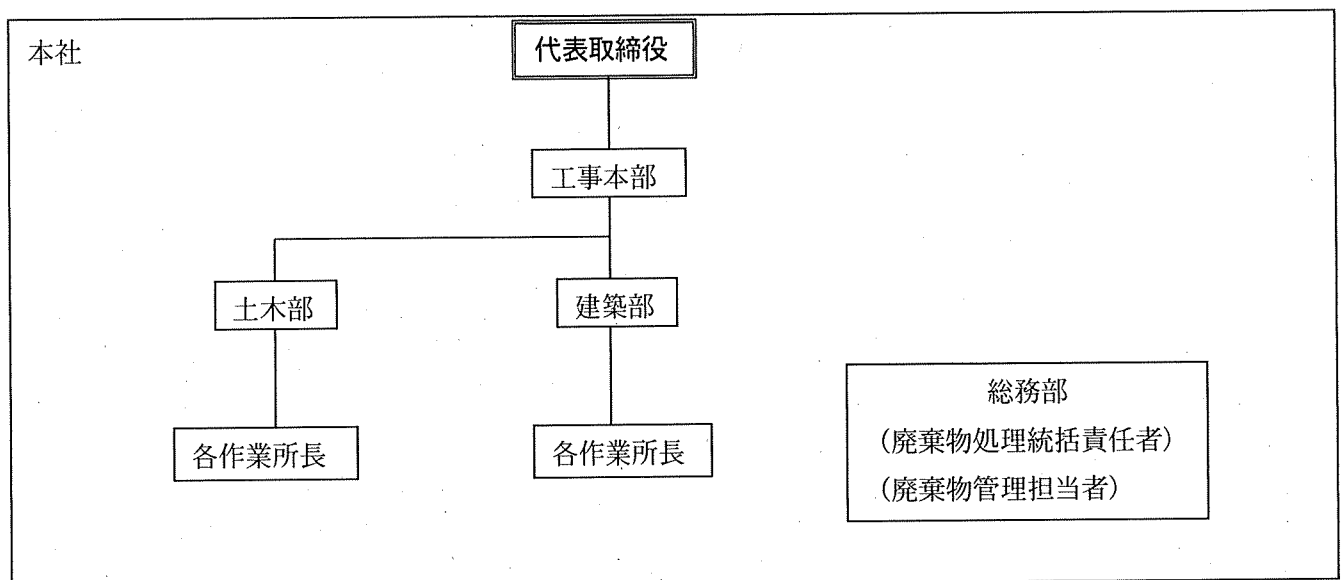
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属: 本社 工事部事務課
廃棄物担当		所属: 本社 工事部事務課
役割	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○社員、関連会社に対する教育、啓発
	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○監督官庁への各種報告 ○その他関係する事項
	作業所長	○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理

廃棄物管理組織図



前 年 度 【 令 和 2 年 度 】 実 績 報 告

社 名	大田建設株式会社	代表取締役	代表取締役	代表取締役	代表取締役
所 在 地	東京都中央区新富町一丁目	〒100-0001	東京都中央区新富町一丁目	〒100-0001	東京都中央区新富町一丁目
電話番号	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111
FAX	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111	03-5561-1111
電子メールアドレス	info@odaka.co.jp	info@odaka.co.jp	info@odaka.co.jp	info@odaka.co.jp	info@odaka.co.jp

コード	品 名	計 算 式										注 意 事 項	
		①出庫品	②出庫品	③出庫品	④出庫品	⑤出庫品	⑥出庫品	⑦出庫品	⑧出庫品	⑨出庫品	⑩出庫品	⑪出庫品	⑫出庫品
1	基本建設費の増減												
2	基本建設費の増減												
3	基本建設費の増減												
4	基本建設費の増減												
5	基本建設費の増減												
6	基本建設費の増減												
7	基本建設費の増減												
8	基本建設費の増減												
9	基本建設費の増減												
10	基本建設費の増減												
11	基本建設費の増減												
12	基本建設費の増減												
13	基本建設費の増減												
14	基本建設費の増減												
15	基本建設費の増減												
16	基本建設費の増減												
17	基本建設費の増減												
18	基本建設費の増減												
19	基本建設費の増減												
20	基本建設費の増減												
合 計		3,161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,161	0

(注) トンネル掘削に使用した材料は、掘削現場で消費された材料として記載する。

[illegible][illegible]

(注1) トン非濃は原則として四を五入、ただし、数字が百であれば百、数字以下三折まで記録は可。